平成２８年（フ）第３５７号
大阪市西区立売堀１丁目８番１号
破産者　株式会社セントリジェール
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
北九州市八幡東区景勝町９番１号
破産者　下山工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３１号
愛知県江南市村久野町金森117番地
破産者　尾北建機車輌株式会社
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３２号
愛知県江南市草井町宮東269番地
破産者　有限会社林商事
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７号
京都府舞鶴市字魚屋297番地
破産者　丸海食品株式会社
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
栃木県下野市上古山2136番地５
破産者　増渕　敏則
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８０号
栃木県宇都宮市峰２丁目５番７号
破産者　土橋　龍彦
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７６号
名古屋市中区錦１丁目18番11号
破産者　アイエムビジョン株式会社
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県行田市大字小見1003番地
破産者　加藤　　隆
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５８９号
札幌市豊平区平岸３条３丁目５番20号
破産者　秋山睦峯こと　秋山　睦峰
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１９号
札幌市白石区平和通２丁目南６番26―1003号
破産者　西野美千代
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９８号
大阪府四條畷市岡山１丁目３番30号　メモリーハイツ103
破産者　垣内　直彦
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１号
北九州市戸畑区天神２丁目８番33号
破産者　吉田　　尊
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４４号
北九州市戸畑区中原東２丁目10番32号
破産者　山口　珠代
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７７号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘１丁目77番地120、旧住所青森県十和田市大字三本木字下平297番地12
破産者　葛西　恵理
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４号
福島県喜多方市塩川町小府根字畑ケ田19番地１　サンフラワー301、開始決定時の住所福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山629番地
破産者　大野　　剛
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
三重県桑名市藤が丘７丁目909番地、開始決定時の住所大津市和邇中275番地の１クレール紘105号
破産者　西川　正洋
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
兵庫県たつの市神岡町東觜崎467番地７　松田アパート　１号、従前の住所兵庫県たつの市龍野町富永824番地１　プラシードⅠ　103
破産者　赤松真樹子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部